

雇用サポート ネットワーク ニュース

2022. 4 月号

発行 埼玉県障害者雇用総合サポートセンター
企業支援業務部門

さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎 別館 1 階

TEL 048-827-0540

着任のご挨拶申し上げます

障害者雇用の更なる推進を目指して



企業支援業務
部門長
吉原市郎

本年四月一日、部門長を拝命し、着任いたしました。かつて特例子会社シンフォニア東武を立ち上げ、障害者雇用に関して様々な課題（新規業務開拓、雇用拡大、指導員育成等）に取り組んできた経験を、企業支援に活かしていきたいと考えおります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、埼玉県障害者雇用総合サポートセンターは、埼玉県が平成十九年度に設置、特定非営利活動法人サンライズが受託し、この春十六年目を迎えました。平成三十年度に雇用開拓、定着支援業務部門との統合により、機能強化を図ってからは五年目となります。障害者を雇用している及びこれから雇用したい企業に対し、関係機関と連携・支援し、企

業と共に障害者雇用を推進する「埼玉モデル」を創り上げ、強化を進めてまいりました。

令和四年度を迎えるにあたり、従来の企業支援業務に加え、新たに週二十時間未満の超短時間勤務からスタートできる取り組みとして、県産業労働部雇用労働課による「企業伴走型パッケージ雇用支援事業」に基づく支援を実施することになりました。具体的な支援内容は、社内コンセンサスの醸成、雇用受け入れ準備、作業環境・雇用管理の改善、ジョブコーチ利用の提案、関係機関の連携調整等により障害者雇用の定着を目指します。サポート企業支援の専任コーディネーターが、企業のお手伝いをいたしますのでお任せください。

厳しい社会情勢の中、法定雇用率二・三％となり、多くの企業が障害者を雇用し、企業活動を発展し続けられるよう、私も企業支援業務部門は更に支援を推進いたします。

今年度も障害者雇用拡大と職場定着の向上に一層注力してまいりますので、関係機関の皆様におかれましては引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。

企業支援業務部門スタッフ紹介

企業支援アドバイザーチーム

障害者雇用を進める際の不安や悩みをお持ちの企業の皆様に、障害者雇用の第一線で活躍してきた企業支援アドバイザーが個別に訪問し、業務の切り出し（障害のある人が行う業務の検討）や障害者雇用企業の見学、企業内での障害者雇用への理解を深めるための研修会の開催等を通じて専門的な助言や提案を行い、円滑に雇用を進められるよう支援します。

まずはお気軽にご相談下さい。

企業支援アドバイザーと事務スタッフ



事務スタッフ

精神障害者就業促進チーム

今年度はこの十名で、精神障害者受入企業の拡大と就業環境の調整やアドバイス、定着を図る業務を進めてまいります。



精神障害者就業促進スタッフ

精神保健福祉士は専門的な立場からご相談に対応してまいります。
ご活用くださいませ。

障害者雇用チャレンジ推進チーム

障害者雇用チャレンジ推進員は、「障害者雇用開拓・チャレンジ体験事業」として、雇用経験のない事業主に、雇用体験を通して障害者を理解していただいています。

障害のある方で就業の機会・経験のない方に短期雇用体験を利用してもらい、毎年、数多くの雇用につながっています。



障害者雇用チャレンジ推進員

通常の三〜五日間の短期雇用体験に加えて、新たにスタートする企業伴走型パッケージ雇用支援業務

の推進では、二〜五日間の短期雇用体験が可能です。

推進員が中心となり支援機関と共に、短期雇用体験を笑顔でサポートします。

企業伴走型パッケージ雇用支援チーム

今年度より新たに「企業伴走型パッケージ雇用支援業務」が始まりました。

重度障害者及び精神障害者の雇用を週二十時間未満から始めて、段階的に働く時間を延ばし、最終的には週二十時間以上の雇用につなげるよう支援する事業です。

コーディネーター五名、ジョブコーチ一名のスタッフで皆様の障害者雇用のお手伝いをします。



企業伴走型パッケージ雇用支援スタッフ

情報ひろば

令和四年から障害者雇用状況報告書の様式が変わります。①法人番号欄 ②事業所区分欄 ③身体障害者種類別欄の三点が追加されます。報告義務のある従業員数四十三人以上の事業者の皆さまはご留意ください。*詳細は左記URLご参照。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000897806.pdf>

お知らせ

当サポートセンターでは、障害者雇用をしたい企業の方を対象に、セミナーや見学会、情報交換会などを開催しています。ホームページに案内等を掲載いたします。また、現在一八社の支援事例を掲載しています。

左記のQRコードからサポートセンター企業支援業務部門ホームページに入り、是非一度ご覧くださいますようお願いいたします。

